

# 税務キャッチ・アップ その他関連法関係

## 社会福祉法の改正

### 1 社会福祉法の改正

高齢化社会の進展に伴い、支援が必要な者への各種福祉サービスの整備と充実が必要とされていることから、社会福祉法(以下「法」という)が一部を除き4月1日に改正された。本稿では改正内容のうち、税理士が留意すべき点について概説する。

### 2 社会福祉法人制度の改革

#### (1) 経営組織の在り方の見直し

社会福祉法人の公益性を担保するため、理事・監事・会計監査人(以下「役員等」という)や評議員、理事会や評議員会の役割等について法整備が行われた(法36, 37)。

#### ① 評議員会・評議員

- i. 評議員会は法人運営の基本ルール・体制の決定及び事後的な監督を行う必置の議決機関(従来は任意設置の諮問機関)とされ、定款の変更、役員等の選任・解任などの重要事項の決議を行う(法45の4, 45の8, 45の36他)。
- ii. 評議員は評議員会の招集請求権や議題提案権などを有し、定数は理事の定数を超える数とされる(法40三, 45の9)。

#### ② 理事会・理事

- i. 理事会は業務執行の決定機関であり、理事長の選定・解職、重要な財産の処分、競業・利益相反取引、計算書類等の承認などの重要な業務執行の

決議を行う(法45の13)。

- ii. 理事長は業務執行権限を有する。理事は理事会での業務執行の意思決定に参画し、理事長や他の理事の職務執行を監督する。定数は6名以上とされる(法44三, 45の16, 45の17)。

#### ③ 監事

監事は理事の職務執行及び計算書類の監査などを行う。また理事や職員に事業報告を要求でき、財産状況等の調査権がある。理事会への出席義務があり、必要ときは意見を述べなければならない。定数は2名以上とされる(法44三, 45の18)。

#### ④ 賠償責任

- i. 役員等又は評議員は、おのおのその任務懈怠により法人に損害を与えた場合、あるいは計算書類や監査報告に虚偽記載をするなど悪意又は重過失により第三者に損害を与えた場合には損害賠償責任を負う(法45の20, 45の21)。
- ii. 上記賠償責任を他の役員等又は評議員も負うときは、これらの者は連帯債務者となる(法45の22)。

#### (2) 財務規律の強化

社会福祉法人は公金助成を受けているが、各種福祉サービスの支出を抑制し、内部留保していることが問題視された。また不適切な会計処理などの事例があったことから、これらを防止

するための改革が行われている。

#### ① 再投下対象財産の活用

過大な内部留保を抑制するため、一定の算式で計算した再投下対象財産がある場合には、社会福祉充実計画を策定し、余裕資金を福祉サービスへ再投下することとされた(法55の2)。

この場合は、上記計画原案を作成し、意見徴取を税理士・公認会計士等から受けた後、評議員会の承認と所轄庁への申請を経て事業を実施することとなる。

#### ② 事務処理体制の向上

会計監査人の設置義務がない法人の財務会計に関する事務処理体制の向上について、税理士・公認会計士等の活用が期待されている。帳簿作成や証憑類の管理、会計基準との整合性や点検といった一般企業では当然の事務処理体制の構築支援が求められている。

### 3 おわりに

法改正により経営組織の役割が明確化されるとともに、役員等の義務や責任が厳格化された。また、社会福祉法人が公金助成により運営される以上、チェック機能の確立が必要であり、公正な立場で税理士が関与することは、事務処理体制などの改革に大きな役割を果たすこととなる。

(右山研究グループ  
税理士 山邊 洋)